機能強化計画の進捗状況(要約)【信金版】 (別紙様式3)

1.15年度の全体的な進捗状況及びそれに対する評価

「リレーションシップパンキングの機能強化計画」と当金庫の長期経営計画「さんしんSTEP UP 21」ver. 03」。の施策は基本的な考え方が合致していると認識しております。中小企業診断士の育成に継続的に取組んでいたことや、中小企業に対する経営相談、支援体制強化を目的に15年3月に経営相談部門を 創設していたことにより機能強化計画の中小企業再生に向けた取組みに早期に着手することができました。

中小企業金融の再生への取組みとして創業・新事業に対して、創業計画の作成支援や外部機関への紹介、経営革新支援法の手続き支援、設備投資や出店計画に対しての投資検証や市場調査などを実施しております。さらに、経営改善対象先に対しては現場での分析、ヒアリングを重視し、経営分析、改善計画作成、その後のフォローなどに取り組んでおります。また、融資審査態勢強化のために業種別審査担当者を配置するとともに、「自利き力養成講座」に代表される研修や説明会への参加により、職員の審査、情報収集能力の向上を図ってきました。企業の経営者や後継者を対象とした研修会、勉強会の実施、ビジネスマッチングなどにも取り組んでおります。

2.15年10月~16年3月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との「業務連携協力の覚書」締結により政府系金融機関との連携強化を図りました。また、中小企業総合事業団と静岡県金融機関との共同による中小企業再生ファンド設立に参画しました。信用リスク管理面では新たな信用リスク管理システムを導入するとともに信用保証協会の信用リスクデーターベースの導入を決定するとともに、不動産売買事例のデータベース化を進め、担保評価の信憑性を検証するルール作りに着手しました。

全体的には機能計画の進捗状況は順調であると考えますが、中小企業を援センターとの更なる連携強化や、経営改善計画書作成後のフォローを金庫がどのように行っていくかなど課題は多く残っていると認識しております。このような課題への対応として、16年3月には経営相談課を経営相談室に昇格させ、さらに融資部内に経営支援課を新設して経営改善支援体制の充実を図りました。また、各商工会議所、商工会との情報交換を密にするとともに三島商工会議所とは「三島地区中小企業支援連絡会」を発足させ、地域経済界との連携強化を図る方針としました。改善指導をより現実的なものとすべく、16年4月より職員(中小企業診断士)1名を取引先旅館に1年間出向させて温泉旅館経営の実務知識を習得させることとしました。企業再生にかかるシステムが急速に整備されてきている状況のなか、当金庫も様々な対応に取り組んでいく方針です。

3.アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項目	具体的な取組み	スケジ	ジュール	進捗	状況	備考(計画	前の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月		
. 中小企業金融の再生に向けた取組み							
1. 創業・新事業支援機能等の強化							
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強	制について、担当部門間の調整、役割 分担の具体的な仕組み及びフォローア。 ず事後モニタリングの方法にした 事務取扱要領を策定する ・事前審査制度の事務取扱要領を策定 する ・中小企業支援センターとの情報共有・ 連携強化・研修等にいて、事務取扱要 領にて明確化し活用を図る ・全信協の「目利き力養成講座」に審査 担当者を派遣する ・業績評価基準に創業・新事業進出先獲 得数を加える ・地区別審査担当者を建設、不動産、宿 泊業の業種別審査担当者として位置づ ける ・審査担当者は「延滞・赤字・書替等債 務者調査表」に基づくヒアリングチーム に加わる	ターのコーディネーターによる 勉強会を実施する ・全信協の「目利き力養成講 座,受講者による伝達研修を 営業店長及び融資担当者を 対象に実施する ・創業、新事業支援の推進及 び管理体制にかかわる事務 取扱要領を策定する ・営業店融資担当役席者を対	勉強会を実施する・全信協の「目利き力養成講座」受講者による伝達研修を管業店長及び融資担当者を対象に実施する・・営業店融資担当役席者を対象とした「融資審査トレーニー、研修を実施する	・企業再生支援担当者として、地区別担当者を任命した ・融資審査トレーニー研修を実施し、通算7日間合計12名が参加した ・創業・新事業支援融資態勢は、経営相談課で営業店からの顧客情報を基に創業予定者17先をピックアップした。経営相談課経由の創業支援相談案件は4件だった	計12名が参加した ・全信協の「目利き研修」受講者により営業店長に対する伝達研修を実施した		
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる の育成を目的とした研修の実施						業界団体主催の「目利き力養店派遣する他、別紙様式2の .1. 取組む	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本 投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会 の参画		した ・商工会議所・商工会が主催	連携拠点施設となる「地域共 同テクノセンター」主催の講習	- 三島商工会議所会員、会議所職員 三島信用金庫役職員を対象にPFIの説明会を実施した。三島信用金庫役職員を対象に「創業、経営革新の成功事例」の勉強会を実施した・沼津高専地域共同テクノセンターを訪問し、情報交換を実施した・裾野市商工会、清水町商工会、西伊豆町商工会と経営革新支援について情報交換を実施した・16年4月に三島商工会議所と連絡会を発足させる	問し、情報交換を実施した・・被野市商工会、西伊豆町商工会および清水町 商工会と経営革新支援法申請企業について情報 交換を実施した・・16年1月、静岡県支援センターへ経営革新支援 法申請予定企業と訪問し、申請のアドバイスを受 けた。		

1

	D /4-4-4-177/17 7	¬ _ ^ `		\frac{1}{2}	A P.C.	(# # (A) = 6 ** (M)
項目	具体的な取組み		ュール	. —	状況 45年40日 40年0日	備 考 (計画の詳細)
	ソク序がウスの社庁が禁しい安化し	15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・当金庫独自での対応が難しい案件については、信金中央金庫を介しての日本政策投資銀行、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫との情報共有、協調融資等により取組む・全信協の「連絡協議会」を通じて情報の共有化を図る・・地区内地方自治体、商工会議所等の産業政策・方針の情報を収集する・・中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫と情報共有、連携強化を図る	まとめる ・中小企業金融公庫及び商工	じて情報の共有化を図る ・地区内地方自治体、商工会 議所等の17年度の産業政		16年3月16日中小企業金融公庫, 16年3月30日商 工組合中央金庫と「業務連携協力の覚書』を締結 した	
	・中小企業支援センターのコーディネイターを講師とした研修会等により実際的 知識の吸収を図る ・営業店からの創業・新事業の情報を ビックアップして、営業店へ中小企業支 援センターの活用を促す・ ・センターへの訪問により、情報交換を 行い、案件を積極的に持ち込む	を開催した ・営業店の情報からセンター	り情報収集と知識の吸収をしていく ・営業店の情報からセンターの活用を促すと共に、定期的な訪問により情報交換を行	ネーターを講師に実施した ・創業・新事業支援態勢は、営業推進部が営業店 からの情報を管理し創業予定者をピックアップ、支援やサポートは経営相談室の中小企業診断士が 担当、必要に応じて中小企業支援センターへ紹介 をしている ・「中小企業支援センター」に中小企業診断士が定期的に訪問し、情報交換や知識の吸収をしている	けている ・中小企業支援センターより経営革新支援法申請 に対するアドバイスを受け、16年3月に1先の経営 革新支援法適用が承認された ・創業者、新事業者、営業店、本部との連携を明 確にするため「創業・新事業支援業務取扱要領」を	
1 2.取引先企業に対する経営相談·支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・「さんしんニュース,の内容を充実させる ・中小企業経営者を対象に「経営小セミナー」を開催する ・商工会議所等と連携し、経営情報や地域経済動向情報を得る ・「さんしん同友会」の活動内容を見直し、ビジネスマッチング情報の提供をする ・全信協の検討結果を踏まえ、ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを整備する ・M&A業務について、提携先である信金キャビタルとの連携を強化し、活用を図る	・「さんしん同友会」の活動内容を見直す ・「経営小セミナー」の開催方法を検討する ・「さんしんニュース」の内容を検討する	15年度の検討結果を実行に 移する	経営革新、ビジネスマッチング、M&A、研修会等の実施や情報交換をしていく ・ビジネスマッチングの仕組や情報提供については、「さんしん同友会」の活動内容の見直しや、「ベンチャーリンク」「全信協」のしんきんビジネスマッチングサービスを活用する・M&A業務については、営業店から買収に伴うM&Aの相談を受け、信金キャビタル㈱のアドバイスを基に、15年11月、株式譲渡契約を締結、買収代金を融資した	ト、1月 '16年の経営見通し、2月 '消費税の総額表示方式、3月 '景気動向 指数の推移」を掲載、内容の充実を図っている・取引先の経営者と後継者を対象に '経営小セミナー」を開催した。15年11月に 経営理念の必要性と中長期計画の作り方、12月に '人事制度と賃金体系の改善方法」、16年 1月に '単年度経営計画策定方法」のテーマを2回実施試合 計4回の開催となった・ビジネスマッチングの仕組づくりについては、'さんしん同友会」の活動内容の見直し、「ベンチャーリンク」との提携。また 16年2月末、(全信協」のしんきんビジネスマッチングサービスに加盟、マッチ	
(2)コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み						
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表			別紙様式3 - 2、別	J紙様式3 - 3参照		
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施						業界団体が企画する「目利き力養成講座」研修に 職員を派遣するなどの取組みを実施する

2

項 目	具体的な取組み	スケジ	· ュール		状況	備 考(計画の詳細)
	SCH I A SOCIALIZATION	15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月) (HI = 3 (HI = 3 HI MA)
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等 への協力		・中小企業診断士が三島青年 会議所の会員を対象とした研 修会の講師を実施した ・中小企業経営者を対象とし	・平成15年度と同様のスケ	三島青年会議所主催の研修に中小企業診断士 (経営相談室)が講師として参加、「売上増加・経費 削減の事例」をテーマに講義をした ・専門家4名(TKC加盟税理士、社労士等)を講師 に、取引先経営者や後継者を対象に「経営小セミ ナー」を実施した ・「さんしん同友会」の会員を対象に中小企業診断 士(経営相談室)が講師となって、勉強会を実施し た	· 専門家4名(TKC加盟税理士、社労士等)を講師	
3.早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1)中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組 み、「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事 業再生への早期着手	相談課職員を外部研修に派遣し、同時 に全信協と信金中金と情報を共有化す る ・民事再生法等の手続きを進める債務	者,の作成とアリングチームによる営業店長に対するヒアリングを実施する・月次、短滞貸出調,による回収対策、指導を実施する・M&Aやブリバッケージ型事業再生等にかかるノウハウを積するため経営相談課職員を	・15年度と同様の実施スケ ジュールとする	「管理カード,の提出を受けて、営業店の定期訪問や交渉経過による実態把握状況を確認した・「延滞貸出金調」は毎月末の状況を翌月初めに提出させ、2ヵ月以上の延滞債務者の現状、解消	て、ヒアリングチームが営業店の融資担当役席者より説明を受け、不良債権について状況を把握した。また財務内容等により経営改善が見込まれる5社を営相談室に改善検討を委託し、事業再生と債権不良化の防止に努めた	管理手法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み						企業再生ファンドにかかる情報収集、実際的知識 の蓄積に取組む
(3)デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の 活用	・DIPファイナンスは、当金庫が自力又は 他行庫からの協調融資とも、信用保証 協会の事業再生保証制度を活用して取 組む ・本部融資部に担当者を置き、融資案件 は担当者を全信協主権の「目利き力養成 研修、等に派遣し、実際的知識の蓄積を 進める ・信金中金、商工中金及信用保証協会 を情報共有先として活用する	・担当者を全信協主催の「目 利き力養成研修」等に派遣す る		・東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座に参加、DES, DIPについての研修を受講した。・金融財政事情研修会主催の「実例にみる再生可能企業の見分け方と再生手法。講座に参加した。	・東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座に参加、DES, DIPについての研修を受講した・金融財政事情研修会主催の'実例にみる再生可能企業の見分け方と再生手法,講座に参加した・上記の研修報告会を支店長対象に開催した。(15年12月)	企業再生ファンドにかかる情報収集、実際的知識 の蓄積に取組む
(4)『中小企業再生型信託スキーム』等、RCC信託機能の活用						RCC信託機能にかかる情報収集、実際的知識の 蓄積に取組む
(5)産業再生機構の活用						企業再生機構にかかる情報収集、実際的知識の 蓄積に取組む
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能 の活用	・経営相談課は、当金庫取引先の相談 等の案件を審議する協議会の会議に参 加する ・経営相談課は同協議会による相談・助 言についての利用を営業店に周知させる ・再生計画作成の支援について資産管 理部と相談しながら進める	参加する ・当金庫の活用方針を検討す る	- 協議会の会議に継続的に参加する 加する ・当金庫取引先の協議会利用 状況を調査する ・協議会利用企業の経営改善 実績を取り纏める	て、中小企業再生支援協議会の紹介を行った	- 15年10月中小企業再生支援協議会の全体会議が開かれ、取引先企業の経営改善計画が認められた。 ・15年12月に営業店長を対象にした研修にて、中小企業再生支援協議会の説明をした。 ・16年2月に本部職員を対象にした勉強会において、中小企業再生支援協議会の説明をした。	
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施						当金庫の中小企業診断士をターンアラウンド・スペシャリストとして育成に取組む

3

項 目	具体的な取組み	スケジ	ュール	准 排	状況	備 考(計画の詳細)
	× 14.07.047.1107	15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月	, mm → (n'm) v (n'm)
4.新しい中小企業金融への取組みの強化		.0 1 12	.0 2		.0 .0,3 .0 0,3	
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	・キャッシュフローベースの事業収益に 着目した融資業務に取組み、経営支援 先等ついては「経営改善計画書」の月次 資料を活用する ・TK(提携付ローンの内容見直しにより、担保、保証に依存しない融資ブログ 力として推進する ・事後モニタリングは財務分析、根保証 更新時調査及びアクションブログラム個別項目。3(1)の管理手法などの従来からの方法による ・本部審査担当者等が全信協主催を「目 利き研修」に派遣すると共に、受講者に よる「伝達研修」を実施する	主催の「目利き研修」に派遣すると共に、営業店を対象に受講者による「伝達研修」を実施する ・TKC提携付ローン事務取扱要領の内容見直しを行う・アクションプログラム個別項目 3.(1)の管理手法による事	主催の「目利き研修」に派遣すると共に、営業店を対象に受 調者による「伝達研修」を実施 する ・TKC提携付ローン事務取扱 要領のメンテナンスを行う ・アクションプログラム個別項		針に基づき、TKC保証付ローンの事務取扱要領の見直と、優良中小企業の優遇貸出金利を創設し	・財務制限条項を有効に活用できる取引先の選定が難しいため、活用の具体的取組みは見合わせる・スコアリングモデルの活用は、信用リスクデータベースの整備・充実策を優先整備するため、自動審査システムの投資費用負担も考慮して検討する・財務制限条項とスコアリングモデルの活用にかかる情報収集、実際的知識の蓄積に取組む
(3)証券化等の取組み	・売掛債権担保融資保証制度は静岡県信用保証協会の協力を得て継続して取組む ・私募債の取扱は信金中央金庫の指導、協力を得て継続的に取組む	・売掛債権担保融資の担当者を本部融資部に置き、具体的な取扱等について営業店を指導する・・私募債の情報収集、実務知識を蓄積する	する ・担当者が、私募債の事務取 扱要領及び業務方法書の改	・私募債の事務取扱要領の原案を作成し16年3月 に検討会を開催した。取扱要領原案の再検討及び 各部との調整があるが早急に完了させる。 ・売掛債権担保融資は15年度下期に6店舗10先の 見込みがあったが、実際に保証協会に相談した案 件は2件で実行はなかった。 ・売掛債権担保融資制度の説明会を予定してい る。	・15年10月、売掛債権担保融資についての説明会 を営業店融資担当者を対象に実施した。	針や実務的知識もないことから当金庫独自での取
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・現行の「TKC保証付ローン」の事務取扱方法及び推進方法を見直した上で取扱お法及び推進方法を見直した上で取組む・「優良申告法人」に対する融資の取扱要領と推進方法を新規に策定し、推進を図る・「優遇貸出金利を創設する・・TKC全国会(三島支部)との情報共有化を図る	の事務取扱方法及び推進方 法を見直す 「優良申告法人」に対する融	・TKCとの情報共有化を図る	TKC各地区支部長と情報交換をするとともに、現 状の提携ローンの問題点等の意見交換をした ・「TKC保証付ローン」の事務取扱要領を改訂し、 優良中小企業向けの優遇貸出金利を創設した	TKC沼津支部長との情報交換を1月に実施した・TKC三島・田方支部長との情報交換を3月に実施した・TKC保証付ローン』の事務取扱要領を改訂し、優良中小企業向けの優遇貸出金利を創設した	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	個人事業者格付システムを導入しデー タの蓄積を図る	部研修会に参加する ・法人格付データを蓄積する ・財務データのクリーニングを 実施する ・外部信用リスクデータベース	・個人事業者格付システムを導入する ・内部格付制度を確立する ・信用リスクデータベースの整備・検証をする ・信用リスク管理システムを導入する ・ボートフォリオ管理規定、ブライシング規定を検討する ・融資業務のIT化を検討する	参加を申込し、16年4月にはCRDモデル・サブルーチンを格付システムに組込み、デフォルト確率を算	・15年度の一般査定先を主体に1300先格付付与 実施 ・16年1月、信用リスクデータベース「CRD運営協	

項目	具体的な取組み	スケジ	ュール	進捗状況		備	考(計画の詳細
		15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	,
. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の引							
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・信用金庫取引約定書の説明を内容説明書により実施し、債務者より説明書の受領印を徴求する・・既取引者の希望により、新約定書への移行を可能とする・・・・研修を主体に職員の説明能力向上を図る・・・・与信取引における説明義務に関する要領、を作成する	・営業店に対し、約定書の改正主旨と契約内容の説明義務の説明をした・研修会により説明義務の徹底と解説能力の向上を図る・「与信取引における説明・ で見ない。	・研修会により説明義務の徹底と解説能力の向上を図る ・「与信取引における説明義務 に関する要領」を作成する	・信用金庫約定書の改訂主旨と契約内容の説明 義務を営業店に説明し双方署名方式による「信用 金庫取引め定書。を改正した。・「与信契約の内容等主要事項に関する債務者へ の説明態勢および相談苦情処理機能、の事務ガイ ドライン一部改正を受けて、コンプライアンス担当 者とコンプライアンスオフィサーに重要事項と今後 の方向性を説明した。 しんきん中金その他の関連団体より、内部規則 作成に向けた資料の収集につとめており、限定保 証約定書の新たな約定書の原案をに作成した。	・しんきん中金その他の関連団体より、内部規則		
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員会を開催する ・下期コンプライアンス担当 者・コンプライアンスオフィサー	員会を開催する ・上期、下期に各1回コンプラ	・コンプライアンス委員会を開催し「地域金融円滑化会議」の内容をコンプライアンス委員会へ報告した	・16年1月、3月にコンプライアンス委員会を開催し 「地域金融円滑化会議。の内容をコンプライアンス 委員会へ報告した		
(3)相談·苦情処理体制の強化	・しんきん相談所を経由して取り次がれた苦情等について迅速な処理、解決を図る ・コンプライアンス委員会及び各リスク管理委員会は、苦情等の内容を分析し、再	正、「顧客苦情処理事務取扱要領を制定した・原則毎月コンプライアンス委員会を開催する・下期コンプライアンス担当	員会を開催する ・上期、下期に各1回コンプラ	・顧客苦情処理規程を全面改正し、顧客苦情処理 事務取扱要領を制定した ・コンプライアンス委員会を毎月開催し、下期にコ ンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー 会議を開催した	コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催した		
. 進捗状況の公表	当金庫ホームページで機能強化計画およびその進捗状況を公表する	・9月末までに機能強化計画要 約公表 ・11月までに15年9月までの進 捗状況を公表	進捗状況を公表	当金庫ホームページにて機能強化計画の要約および15年度上期進捗状況を公表した	当金庫ホームページにて11月に15年度上期進捗 状況を公表した		
. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向し	けた取組み						
. 資産査定、信用リスク管理の強化							
(1) 適切な自己査定及び償却·引当の実施	・「自己査定に関する解説書」を見直す ・基準書、要領、取扱が金融検査マニュ アル、事務がドナン等と整合的である が随時精査し改善を図る		及び説明会を実施する、のでは明られています。 「自己者定を実施する」の機械操作研修を実施する。「自己者定に関する解説書」の16年版を発行する・16年度自己産定に向け基準書等の見直しを行う・業務フローに基づき自己査定結果集計チェックを行う	・融資担当役席会を開催し、実務面の徹底を図るとともに、「自己査定に関する解説書を改訂した・新しい融資商品に伴う保証で変変。また、「リスク管理債権の取扱。の一部改訂をした・自己査定仮基準日査定に向けた「自己査定実務説明会」を営業店長対象に行い、15年12月末日を仮基準日とする15年度資産査定を実施した	席者を対象に「自己査定システム説明会」を開催した ・16年1月に15年度自己査定仮基準日査定に向けた「自己査定実務説明会」を賞業店長対象に行い、2月には15年12月末日を仮基準日とする15年度資産査定を実施した		
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績がらみた評価精度に係る厳正な検証	・各営業店が不動産売買事例を融資部に報告するルールを作成する・関係部署、営業店は、売買事例の価格調査を実施する・規売事例調査を実施する・地価調査結果のデータベース化に取組む・データの分析結果と時価査定額との整合性を検証する・・担保掛目率等の評価基準並びに諸規程、要領の見直しをする・・・・不動産鑑定評価」は継続して採用する	·「実際の売買価格」「競売価 格」「公示地·基準地価格」の	を実施する ・データベースを分析し、担保 評価信憑性を検証する		収集した売買事例をデータ管理する「不動産売買管理システム」(土地)および「建物売買管理システム」を完成させた、データ登録処理用の「事例報告書」に改正した		

5

	項 目		具体的な取組み	スケジ	ュール	進捗	状況	備 考 (計画の詳細)
				15年度	16年度	15年度	15年10月~16年3月	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(1) 金融再生	法開示債権の保全状況	の開示	開示内容の充実を図る	全信協の記載例を参考に開 示方法を変更した	平成15年度に見直した開示 方法を継続する	リスク管理債権および金融再生法開示債権の保 全状況の開示方法を変更した		
				3,7312 C X X 01C	7372 CHEME 7	- 1000000000000000000000000000000000000		
	の整備と収益力の向上							
	データの蓄積、債務者区グ D構築、金利設定のための		して、実態に即した信用リスクデータ ベースを構築する	格付システムを検討する ・財務データの蓄積、クリーニングを実施する ・内部格付データを蓄積する ・外部信用リスクデータベース	を検証する ・財務データの蓄積・クリーニングを実施する ・信用リスク計量化システムを			
3.ガバナンスの	強化							
(2) 半期開示	の実施		開示内容の充実を図る	15年上期分の経営情報を開 示する	16年度上期分の経営情報及び「地域貢献に関する情報」を開示する	半期開示は14年度より既に実施済み	15年度半期ディスクロージャー誌を11月に作成、 発行した	
(2) 外部監査	の実施対象の拡大等					・外部監査は平成10年度より実施済み		
(2) 総代の選員・組合員の意	考基準や選考手続きの) 見を反映させる仕組み等	透明化、会 Fの整備	・全信協がとりまとめる総代会機能向上 策を基に対応する	機能向上策を検討する。	する総代会議案の説明、意見 聴取をする ・当該意見を総代会で紹介す	全信協がとりまとめた情報開示の結果を踏まえ、総代会に関する次の事項を開示することに決定した。・・仕組み、総代候補者選考基準、総代選任方法、総代の氏名・・総代会の決議事項等	全信協がとりまとめた情報開示の結果を踏まえ、総代会に関する次の事項を開示することに決定した。・・仕組み、総代候補者選考基準、総代選任方法、総代の氏名・・総代会の決議事項等	
]が充実を図る個別金融材 グ機能等の活用方針	機関に対する	信金中央金庫による経営分析、相談等 を活用する					・決算分析データ、ALM支援・有価証券ポート フォーリオ分析等の活用する
(3)経営(マネジ	ジメント)の質の向上に向け	けた取組み						
	する情報開示等							
	関する情報開示		・地域貢献活動の内容の充実、見直し ・ディスクロージャー媒体、開示項目や 説明方法の再検討をする	·14年度地域貢献活動を開示 する ·15年度上半期地域貢献活動 を開示する	・15年度地域貢献活動を開示 する ・16年度上半期地域貢献活動 を開示する	「ミニ・ディスクロージャー誌」、「半期ディスクロージャー誌」を発行し、地域貢献活動に関する情報を開示した	14年度の地域貢献活動に関る情報を15年10月発行の「ミニ・ディスクロージャー誌」で、15年度上期分を15年11月発行の「半期ディスクロージャー誌」にてそれぞれ開示した	
5.法令等遵守(,							
	事件等、金融機関と顧客 プに基づ〈信頼関係を阻害 8生防止							法令等遵守については、別紙様式2、 .5に記載 した内容に取組む

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

75 0	具体的な取組み	進捗状況		
県 日 		15年度	15年10月~16年3月	
. 5 . 法令等遵守(コンプライアンス)	・定期的(原則上期、下期1回)にコンプライアンス担当者、コンプライアンスオフィサー会議を開催し、コ	・コンプライアンス委員会では、コンプライアンス、苦情事象を中心に当金庫のコンプライアンス態勢を評価、検証した。その結果を踏まえ、16年度「コンプライアンス・プログラム」を策定した・15年度に上期、下期各1回のコンプライアンス担当者、オフィサー会議を開催し、具体的なコンプライアンス、苦情事象例を還元し、再発防止に努めた	第2、3四半期終了後に各部署の進捗状況を検証、フォローアップした・15年10月~16年3月に6回のコンプライアンス委	

6

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数…26

中小企業金融の再生に向けた取組み

- 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 - (3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

	业して天順ム化				
		経営相談課は、要注意債権については与信残高が1億円以上で保全			
具体的	りな取組み	不足がある先又は営業店長が改善の期待のできる先を、破綻懸念債			
		権については改善の可能性がある先を経営支援先として経営支援を			
		行う。また、創業先と成長企業の指導については、営業店が営業推進			
		部営業推進課を通して経営指導を依頼する。			
		資産管理課は、延滞・赤字・書替先等債務者についてのヒアリングで			
		改善の見込みのある先として抽出された債務者を融資課に通知し、融			
		資課は個別指導が必要な先については営業店に経営指導先としての			
		手続きを進めるように指示をする。			
		融資課は、要注意先等の健全債権化について営業店を指導すると			
		同時に、健全債権化の統括部署として債務者区分のランクアップの基			
		準及び目標設定と実績の管理を行う。			
		平成 15 年度末までに経営相談課を室に昇格させて、経営指導体制			
		の充実を図る。			
		・具体的推進方法を定めた手引き、手順書を策定する。			
	15 年度	・15 年度対象債務者の名簿を作成する。			
		・融資課は、債権健全化の手順書と債務者のランクアップ基準を作成			
スケシ゛ュール		し、目標の設定と実績の管理を行う。			
		・経営相談課を室に昇格させる。			
		・16 年 3 月期の自己査定結果により、16 年度の対象債務者の名簿を			
	16 年度	作成する。			
		・融資課は、15 年度対象債務者の改善状況等の総括を行い、ディスク			
		ロージャー誌およびインターネットホームページに公表する。			
		・17 年 3 月期の自己査定結果により、17 年度の対象債務者の名簿を			
		作成する。			
		・「債務者区分ランクアップ基準事務取扱要領」、「手引書」の策定を行			
備考(言	計画の詳細)	う。			
		・15 年度ランクアップ対象先債務者明細の作成をする。			
		・延滞・赤字・書替先等債務者についてのヒアリングで改善の見込みの			
		ある先を抽出する。			
		・「経営相談課」を組織変更し「経営相談室」として独立させる			

	(1)経営改善支援に関する	・営業店の「延滞・赤字・書替先等債務者」について、債務者ごとのヒア
	体制整備の状況(経営	リングを 15 年 5 月と 11 月に実施し、債務者の問題点の抽出と改善方
	改善支援の担当部署を	針の策定を営業店に指示した。
	含む)	・債権健全化策として、要注意以下破綻懸念迄の全債務者について
	15年4月~16年3月	債務者診断表に基づきランキング作業を 11 月までに行い、15 年度の
進		債務者区分のランクアップ目標を定めた。
捗		・16年3月1日付で、経営相談課を室に昇格、更に融資部内に経営支
状		援課を新設し、経営改善指導体制の充実を図った。
況		・債権の健全化のための「債務者区分ランクアップ基準事務取扱要領」
		(16年4月1日施行)、手引書「三島信用金庫に置ける経営改善支援
		の取組みについて」及び「平成 15 年度ランクアップ事例集」を作成し
		た(4月初旬配布)。
	15年10月~16年	・「延滞・赤字・書替先等債務者」について、役員と営業店長によるヒア
	3月	リングを 15 年 11 月に実施し、問題点の抽出や特に問題となる先につ
		いては個別指導先として改善方針の策定を営業店に指示した。
		・要注意以下破綻懸念迄の全債務者について債務者診断表に基づき
		ランキング作業を11月までに行い、15年度の債務者区分のランクアッ
		プ目標とした。
		・16年3月1日付で、経営相談課を室に昇格、更に融資部内に経営支
		援課を新設し、経営改善指導体制の充実を図った。
		・債権の健全化のための「債務者区分ランクアップ基準事務取扱要領」
		(16 年 4 月 1 日施行)、手引書「三島信用金庫に置ける経営改善支
		援の取組みについて」及び「平成15年度ランクアップ事例集」を作成
		した(4 月初旬配布)。
	(2)経営改善支援の取組み	基本方針
	状況(注)	・経営改善支援取組のための本部組織体制の充実を図ると共に、各営
	15年4月~16年3月	業店及び本部機能がより効率的に活動できるよう「取扱要領」「手引
		書」の制定を行い全金庫として取組む。
		取組み内容
		・組織変更により経営改善指導体制を整備した。
		·ランクアップ目標を定め、経営改善計画書等の作成による改善指導を /- *
		行った。
		支援先の改善内容
		·15 年度の成果として、3 先がランクアップした。
		課題
		·体制が整備された中で、経営改善に対する進捗状況の細かい臨店指

導を今後の課題として取り組む必要がある。

15年10月~16年

基本方針

3月

・経営改善支援取組のための本部組織体制の充実を図ると共に、各営業店及び本部機能がより効率的に活動できるよう「取扱要領」「手引書」の制定を行い全金庫として取組む。

取組み内容

- ・組織変更により経営改善指導体制を整備した。
- ・ランクアップ目標を定め、経営改善計画書等の作成による改善指導を 行った。

支援先の改善内容

・15 年度の成果として、3 先がランクアップした。

課題

・体制が整備された中で、経営改善に対する進捗状況の細かい臨店 指導を今後の課題として取り組む必要がある。

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- · 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を 含む)

経営改善支援の取組み実績

三島信用金庫

【15年度(15年4月~16年3月)】

(単位:先数)

					(112.700)
		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
	正常先	2,264	4		3
要注意先	うちその他要注意先	2,049	30	2	26
意先	うち要管理先	298	22	0	16
	破綻懸念先	326	5	1	4
	実質破綻先	155	0	0	0
	破綻先	45	0	0	0
	合 計	5,137	61	3	49

- 注)・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - ・には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 - なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はに含めるもののに含めない。
 - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合はに含める。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については
 - (仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。